

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成28年4月27日（平成28年（行情）諮問第334号）

答申日：平成28年6月27日（平成28年度（行情）答申第158号）

事件名：特定事業場に対して特定期間に交付した時間外労働割増賃金に係る是正勧告書の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「特定事業場に対して6～7年前に交付した時間外労働割増賃金に係る是正勧告書」（以下「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、結論において妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、神奈川労働局長（以下「処分庁」という。）が、平成27年12月9日付け神行開第27-17号により行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書によると、おおむね以下のとおりである。

本件、不開示決定に対する不服があるため。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 諮問庁としての考え方

本件審査請求について、処分庁においては、本件対象文書を保有していないとして、法9条2項の規定に基づく不開示決定を行ったものであるが、諮問庁としては、本件対象文書は、本来であれば、その存否を答えるだけで、法5条2号イに掲げる不開示情報を開示することとなるため、法8条の規定に基づき、当該行政文書の存否を明らかにしないで、開示請求を拒否することが適当であると判断した。

しかしながら、本件の場合、既に対象行政文書を保有していないことを明らかにした上で不開示決定を行っており、改めて原処分を取り消して法8条の規定を適用する意味はなく、原処分は結論において妥当であり、本件審査請求は棄却すべきものとする。

2 理由

（1）本件対象文書の特定について

本件対象文書については、存在するとすれば、特定事業場に対して、特定期間に神奈川県労働局管内に所在する小田原労働基準監督署が特定事業場に交付した是正勧告書の控えと判断した。

(2) 本件対象文書を保有していないことについて

是正勧告書については、労働基準監督官が、管内に所在する事業場に臨検監督を実施し、労働基準関係法令に係る違反を認めた際に、その違反事項について是正すべき旨を記して、当該事業場に対して交付する行政文書であり、労働基準監督署では是正勧告書の控えを保有している。

また、是正勧告書の控えは、労働基準監督官が事業場に対し実施した臨検監督の結果を労働基準監督署長に対して復命するために作成する監督復命書に編綴した上で保有している。

復命書の保存年限は、各都道府県労働局において定めているところであるが、処分庁においては3年又は5年とされており、また、保存期間を経過した監督復命書は廃棄するものとされている。

本件審査請求に係る開示請求が行われた時点で、審査請求人が指定する特定期間から5年以上経過しており、本件対象文書は仮に作成されていたとしても保存期限満了により廃棄されていると考えることが合理的である。

処分庁においては、本件開示請求を受け、念のため、当該事業場の所在地を管轄する小田原労働基準監督署の倉庫等を探索する等により本件対象文書の有無を確認したところ、本件対象文書を保有していないことを確認した。

また、請求者が指定する特定期間に作成された他の事業場に係る監督復命書も保有していないことを確認したことから、本件対象文書が仮に作成されたとしても保存年限を経過したことから廃棄されたものと判断される。

したがって、本件対象文書を保有していないとの処分庁の決定は諮問庁としても是認し得るものである。

(3) 審査請求人の主張について

審査請求人は、審査請求書の中で、「本件、不開示請求に対する不服が有る為（原文ママ）」と主張しているが、開示請求がなされた時点において、所轄労働基準監督署が本件対象文書を保有していなかったものであることから、処分庁が本件対象文書を保有していないとして不開示決定を行った原処分は妥当であり、請求者の主張は認められない。

3 結論

以上のとおり、原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきと考える。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|-------------|---------------|
| ①平成28年4月27日 | 諮問の受理 |
| ②同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③同年6月23日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、「特定事業場に対して6～7年前に交付した時間外労働割増賃金に係る是正勧告書」である。

諮問庁は、本件対象文書は、存在するとすれば、特定事業場に対して、特定期間に神奈川県労働局管内に所在する小田原労働基準監督署が特定事業場に交付した是正勧告書の控えであると説明する。

処分庁は、本件対象文書はこれを保有していないため、法9条2項に基づき、不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は原処分の取消しを求めているが、諮問庁は、本件対象文書については、その存否を答えるだけで法5条2号イの不開示情報を開示することとなるため、本来であれば、法8条の規定に基づきその存否を明らかにせず不開示とすべきであるが、原処分において本件対象文書の全部を不開示としているところ、原処分を取り消す意味はないことから、原処分は結論において妥当であるとしているので、以下、本件対象文書の存否応答拒否の妥当性について検討する。

2 本件対象文書の存否応答拒否について

- (1) 本件対象文書は、上記1のとおりであるところ、その存否を明らかにすると、特定事業場が労働基準監督機関から労働関係法令違反あるいは改善すべき事項がある旨指摘を受けたという事実の有無（以下「本件存否情報」という。）を明らかにすることになるものと認められる。
- (2) 本件存否情報が公にされた場合には、当該事業場に対する信用を低下させ、取引関係や人材確保等の面において、同業他社との間で競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。
- (3) したがって、本件対象文書の存否を答えることは、法5条2号イの不開示情報を開示することとなるため、法8条の規定により、本件対象文書の存否を明らかにしないで、本件開示請求を拒否すべきものであったと認められる。

しかしながら、本件の場合、処分庁は、本件対象文書について、不存在のため不開示としており、原処分を取り消して改めて法8条の規定を適用する意味はないから、原処分は結論において妥当である。

3 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした決定について、諮問庁がその存否を答えるだけで開示すること

となる情報は法5条2号イに該当するとして、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否すべきであったとしていることについては、当該情報は同号イに該当すると認められるので、本件対象文書を保有していないとして不開示とした決定は、結論において妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子